

静岡市認知症ケア推進センター相談業務委託事業  
プロポーザル（企画提案）募集要項

1 趣旨

認知症ケア推進のための活動拠点である静岡市認知症ケア推進センターにおいて、本人や家族等市民からの認知症に関する相談への対応や、地域の医療・介護・福祉等の関係機関との連絡調整とともに、市民に認知症についての普及啓発を行う、専門職を配置する。

2 委託業務

(1) 業務名

令和6年度保地委第1号静岡市認知症ケア推進センター相談業務

(2) 内容

別紙「静岡市認知症ケア推進センター相談業務委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料

年額 12,203,000円（非課税）を上限額とする。

3 応募資格

この提案に参加するには、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 認知症ケア推進センター相談業務を適切かつ効率的に実施することができる法人であること。
- (2) 認知症ケア推進センター常駐2名及び家庭訪問による認知症介護支援のインストラクターとして派遣する職員をそれぞれ配置できること。  
ただし、配置する職員に求める資格は、医療や介護、福祉に関する資格（例えば看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士等）とする。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 直近の1年間において、市税（静岡市に対し納付義務があるもの）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 静岡市暴力団排除条例（平成25年4月静岡市条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。

#### 4 選定スケジュール

##### (1) 質問と回答

別紙「仕様書」等の内容についての質問は、「質問票」（様式1）により、電子メールにて受け付ける。なお、電子メールを送付したときは、その旨を電話（054-221-1623 静岡市地域包括ケア・誰もが活躍推進本部）で連絡すること。電話連絡は、祝日を除く月から金曜の午前9時から午後5時までとする。また、電話やファックスでの質疑応答は行わない。

##### ア 質問の受付期間

令和6年2月29日（木）午後5時まで

##### イ 質問への回答

随時ホームページに掲載する。

##### ウ 電子メール [chiikikea@city.shizuoka.lg.jp](mailto:chiikikea@city.shizuoka.lg.jp)

##### (2) 応募申込書及び企画提案書等の提出

応募申込書及び企画提案書等の提出は、事前連絡のうえ、直接持参すること。

##### ア 応募申込書及び企画提案書等の提出締切日

(ア) 応募申込書 令和6年3月7日（木）午後5時（必着）

(イ) 企画提案書等 令和6年3月7日（木）午後5時（必着）

##### イ 受付時間

祝日を除く月から金曜の午前9時から午後5時まで

##### ウ 提出場所

静岡市保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 認知症施策推進係  
（葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎14階）

##### (3) プレゼンテーション

提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施する。

##### ア 日時

令和6年3月14日（水）を予定

※日程は変更する場合がある。

※実施の有無、日時及び開催場所については、別途通知する。

##### (4) 選定結果通知

選定結果については、令和5年3月15日（金）以降に提案者すべてに通知するとともに、受託予定事業者の名称をホームページで公表する。

なお、選定結果等についての問い合わせには応じない。

##### (5) 契約手続等

選定結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結するための手続を行う。

なお、決定者になった場合は、契約締結時に暴力団員等、暴力団員の配偶者及び暴力

団員等と密接な関係を有するものでないこと及び静岡市から役員名簿、役員等氏名一覧表等の提出を求められたときは直ちに提出することについて誓約するとともに、静岡市からそれらの書類を警察署に提供されることについて同意する書類を提出すること。ただし、当該決定者が同様の書類を市長に提出している場合のほか、市長が必要ないと認めるときはこの限りではない。

## 5 提出書類等

### (1) 応募申込書（様式2）及び添付資料アからオ

ア 団体等の活動内容がわかるもの

イ 直近の事業計画書、直近3年間の事業報告書及び直近の決算時の財務諸表

ウ 定款又は寄附行為の写し

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書

オ 納税証明書

- ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
- ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書（納税義務のない場合は、その旨を記載した申立書を提出すること。）

※ア、イ及びウは任意の様式、エ及びオは参加申出日から3か月以内に各官公署で発行されたもの（コピー可）を各1部提出すること。

### (2) 企画提案に関するもの

ア 企画提案書

イ 参考見積書（任意様式）

- ・見積書に記入する数字は、アラビア数字を用いること。

【例】¥123,000

- ・対象経費（人件費、交通費、備品費等）を盛り込み、内訳を記載すること。  
（非課税）

・代表者印を押印すること。

・見積上限額を超えないこと。

・記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨明記し、押印すること。ただし、金額の訂正は認めない。

## 6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

### (1) 書式等

ア 企画提案書については、自由様式とする。用紙サイズはA4版とし、縦横どちらでも可。

イ 企画提案書等は紙媒体9部（正本1部、副本8部）を提出すること。

ウ 企画提案書のページ数制限はないが、(2)の記載項目の順に、可能な限り簡潔にまとめ、15分で説明できる内容とすること。

エ 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

オ 散逸しないような形で綴ること。

## (2) 記載項目

ア 別紙「認知症ケア推進センター相談業務委託事業者審査基準」の審査項目に沿って企画提案書に具体的に記載してください。

### イ 自由提案

本業務を受託する際に、より効果的に事業を遂行するために仕様書に記載の内容以外に追加したい事項又は内容を変更したいこと等があれば、その提案内容を導入することに伴う効果と併せて自由に記載すること。

なお、静岡市が必要と認めた提案内容については、契約時に仕様書を見直す予定である。

## (3) 注意事項等

ア 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

イ 提出書類作成に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案書等の書類は、返却しない。

エ 企画提案書等の書類は、当事業の事業者の選定に用いるほか、当該事業の実施の資料としてのみ取扱う。なお、実際の業務遂行に当たっては、発注者と協議して決定する。

## (4) 参加が無効になる場合

企画提案書等が以下の項目に該当する場合には、参加が無効とする場合がある。

ア 提出期限を経過したもの

イ 応募資格を満たしていないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 提案者が次のいずれかに該当するとき。

a 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）であると認められるとき。

b 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。
  - d 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - e 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ その他見積りの条件に違反したとき。

## 7 プレゼンテーションについて

### (1) 実施方法等

- ア 企画提案書の内容について、プレゼンテーションを行う。
- イ プレゼンテーションにおける時間配分の目安は、次のとおりとする。
  - ・準備及び説明：15分
  - ・質疑応答：15分
- ウ プレゼンテーションの出席者は、3人以内とし、応募法人の職員でない者の参加は認めない。
- エ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参すること。
- オ プロジェクター、スクリーンは当方で用意する。
- カ プレゼンテーションの順番は当方の責任抽選とする。
- キ 必ず審査表の評価項目の上から順番どおりにプレゼンテーションを行い、質疑応答を行うこと。
- ク 詳細については別途通知する。

### (2) 評価者

静岡市が設置する選定委員会における委員が評価者となる。

### (3) 企画提案の評価

企画提案の評価は、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、審査基準（別紙）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数が満点の5割以上かつ最高得点を得たものを本業務の選定業者とし、契約に向けた協議を行う。

なお、最高得点を得たものとの協議が整わない場合等契約に至らない場合は、次点者と協議を行うものとする。

### (4) 審査基準

別紙 「認知症ケア推進センター相談業務委託事業者 審査基準」のとおり。

## 8 契約方法

選定委員会において委託候補者の選定後、業務の内容及び契約条件について協議・合意

した後に、応募者より見積書を徴し、予算の範囲内で単独随意契約（地方自治法施行令167条の2第2号）により契約を締結するものとする。

#### 10 その他

- (1) 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とする。
- (2) 企画提案書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式3）を提出すること。
- (3) 当該委託にかかる令和6年度予算の議案議決が得られない場合は、契約手続きは中止する。

#### 11 事務局（問い合わせ先）

静岡市保健福祉長寿局地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 認知症施策推進係  
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所静岡庁舎14階  
電話 054-221-1623 FAX 054-221-1577  
E-mail [chiikikea@city.shizuoka.lg.jp](mailto:chiikikea@city.shizuoka.lg.jp)